

2020年度
地球環境『自然学』講座
第3回

テーマ
SDG s と世界農業遺産

講 師

ロハス・ビジネス・アライアンス

共同代表

大和田 順子 先生

2020年11月14日

認定NPO法人・シニア自然大学校

講師プロフィール

大和田 順子（おおわだ じゅんこ）



1. 経歴

百貨店、シンクタンク、英国化粧品ブランド等で 20 数年マーケティングの実務を経て独立。2002 年、日本に環境と健康に配慮したライフスタイル LOHAS（ロハス）を紹介。2007 年に一般社団法人ロハス・ビジネス・アライアンスを設立し、共同代表に。現在は全国各地で農業遺産や地域資源を活かした関係人口の創出や持続可能な地域づくりを支援。2014 年 4 月～2020 年 3 月まで、世界農業遺産等専門家会議委員（農林水産省）を務め、各地の審査ならびに、認定地域の活性化に関わった。

2. 現職

地域力創造アドバイザー（総務省）として宮城県大崎市（大崎地域世界農業遺産）、宮城県五ヶ瀬町（高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産）に通い活性化の支援を行っている。また、農泊推進対策事業（農林水産省）の専門家として、福井県福井市越前海岸や若桜町三方湖エリアに通っている。

一般社団法人ロハス・ビジネス・アライアンス共同代表

一般財団法人日本水土総合研究所理事（非常勤）

立教セカンドステージ大学「サステナブルコミュニティ論」兼任講師

博士（事業構想学）

3. 著書

『ロハスビジネス』（2008 年、共著、朝日新書）、『アグリ・コミュニティビジネス』（2011 年、単著、学芸出版社）、『新コモンズ論』（2018 年、共著、中央大学出版会）、『SDGs とまちづくり』（2019 年、共著、学文社）他

講演レジメ

自己紹介

1. SDGs の視点から考える持続可能な社会



目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 暮らしの中で SDGs を実践する

3. 今、日本の農山村で起きていること

4. 世界農業遺産

5. 世界農業遺産と SDGs

世界農業遺産認定地域における SDGs の取り組み

認定年	目標 地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
		飢餓をなくす	持続可能な農業	健康と福祉	質の高い教育	ジェンダー平等	持続可能な水管理	クリーンエネルギー	働きがい、経済成長	産業と技術革新の基盤	不平等をなくす	住み続けられるまち	持続可能な生産消費	気候変動対策	海の生態系	陸の生態系	平和と公正	パートナーシップ	
2011	佐渡		○										○			○			3
	能登		○		○		○		○	○			○		○	○			8
2013	静岡 茶草場		○		○							○	○			○			5
	阿蘇		○				○									○			3
	国東半島 宇佐		○		○		○			○					○	○			6
2015	長良川		○		○		○		○	○		○	○		○	○		○	10
	みなべ・ 田辺	○	○	○	○		○		○	○		○	○		○	○			11
	高千穂郷・ 椎葉山		○		○		○	○	○			○	○	○		○			9
2017・ 2018	大崎		○		○		○						○			○			5
	静岡 水わさび		○				○							○		○			4
	にし阿波		○				○		○				○			○		○	6
	合計	1	11	1	7	0	9	1	5	4	0	4	8	2	4	11	0	2	

地域づくりへの SDGs 導入ステップ



6. 都市と農山村の支え合い



世界農業遺産
Globally Important Agricultural Heritage Systems



農林水産省



世界農業遺産とは

世界農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（F A O）が認定する制度です。



世界農業遺産認定基準

申請地域は、世界的な重要性、申請地域の特徴（F A Oが定める5つの認定基準）及び保全計画（※1）に基づき評価されます。

【申請地域の特徴を評価する5つの認定基準】

1. 食料及び生計の保障	2. 農業生物多様性	3. 地域の伝統的な知識システム	4. 文化、価値観及び社会組織	5. ランドスケープ(※2)及びシースケープ(※3)の特徴
申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。	申請する農林水産業システムは、食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。	地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。	申請する農林水産業システムには、地域を特徴付ける文化的アイデンティティ、風土、資源管理や食料生産に関連した社会組織が存在すること。	長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。

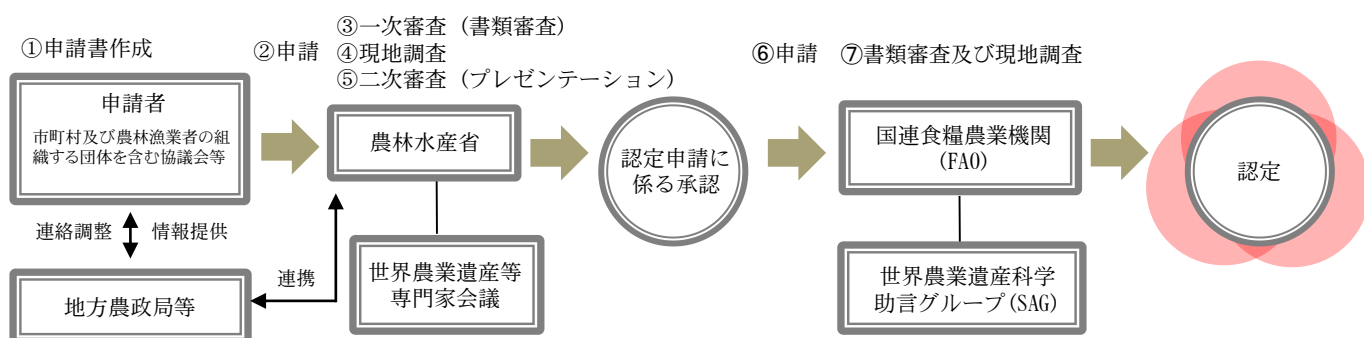
（※1）保全計画：申請地域を維持・保全及び活用していくための計画書。

（※2）ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり。

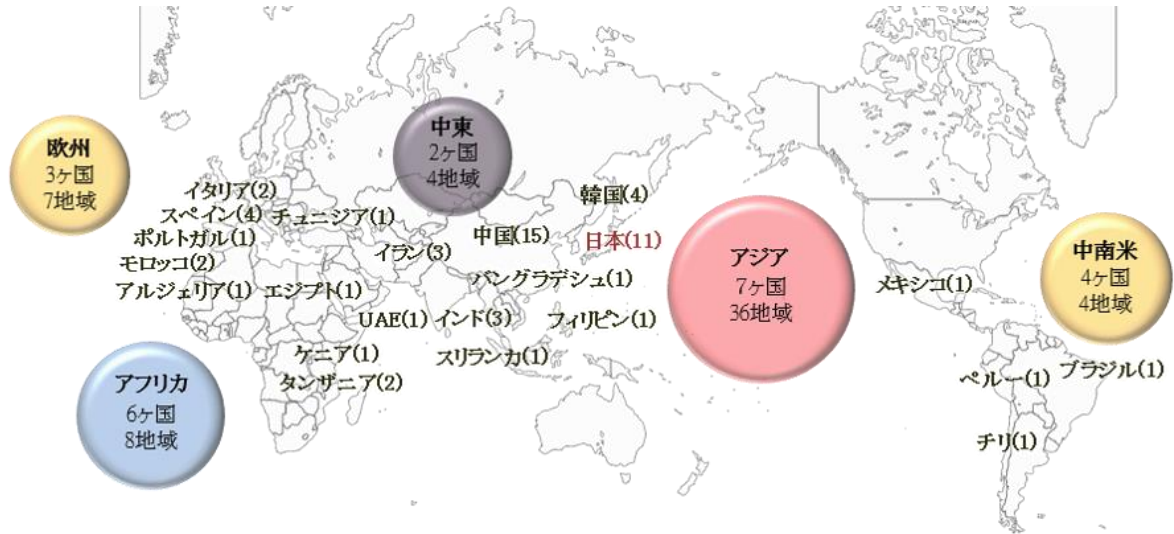
（※3）シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの。



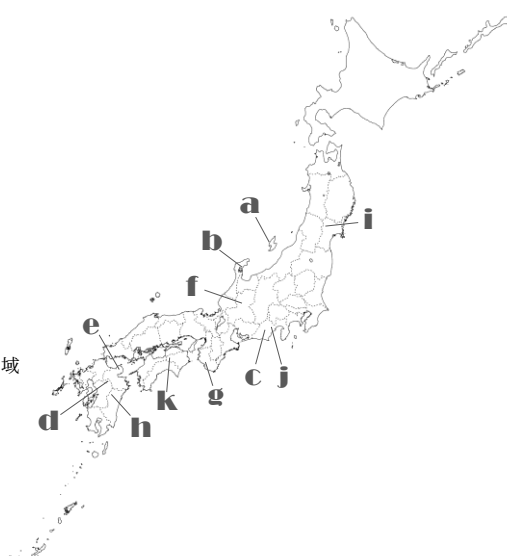
申請から認定まで



世界で22ヶ国59地域、日本では11地域が認定されています（令和2年4月現在）。



国名	農林水産業システムの名称(認定年)	国名	農林水産業システムの名称(認定年)
日本 (11地域)	トキと共生する佐渡の里山(2011)	中国 (続き)	福州のジャスミン・茶栽培システム(2014)
	能登の里山里海(2011)		ジャガナの農林畜産業複合システム(2017)
	静岡の茶草場農法(2013)		湖州の桑基鱼塘システム(2017)
	阿蘇の草原の維持と持続的農業(2013)		夏津における伝統的桑栽培システム(2018)
	クスギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環 (2013)		中国の南部山岳丘陵地域における棚田システム(2018)
	清流長良川の鮎ー里川における人と鮎のつながりー(2015)	バングラデシュ	フローティングガーデン農法(2015)
	みなべ・田辺の梅システム(2015)	フィリピン	イフガオの棚田(2011)
	高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム(2015)	アラブ首長国連邦	アル・アイン及びリワの伝統的ナツメヤシ栽培システム (2015)
	持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム(2017)	イラン (3地域)	カシャーンのカナート灌漑システム (2014)
	静岡水わさびの伝統栽培ー発祥の地が伝える人とわさびの歴史ー(2018)		ジョーザン渓谷のブドウ生産システム (2018)
にし阿波の傾斜地農耕システム(2018)	ゴナーバードのカナートによるサフラン栽培システム (2018)		
インド (3地域)	カシミールのサフラン農業(2011)	イタリア (2地域)	アッシシースボレート間丘陵地帯のオリーブ畑 (2018)
	コラブットの伝統農業(2012)		ソアーヴェの伝統的ブドウ畑 (2018)
	海拔以下でのクッタナド農業システム(2013)	スペイン (4地域)	アクサルキアのレーズン生産システム (2017)
韓国 (4地域)	青山島のグドゥルジャン棚田灌漑管理システム(2014)		アナーニャの塩生産システム (2017)
	済州島の石垣農業システム(2014)		オリーブ古代樹農業システム「テリトリオ・セニア」 (2018)
	ファガエ村におけるバドン地方の伝統的茶栽培システム(2017)		オルタ・デ・バレンシアの歴史的灌漑システム (2019)
	錦山(クムサン)の伝統的な高麗人参農業システム(2018)	ポルトガル	パローソの農業林間放牧システム (2018)
スリランカ	スリランカ乾燥地帯における連珠型ため池システム(2017)	アルジェリア	ゴートオアシスシステム (2011)
中国 (15地域)	青田の水田養魚(2005)	エジプト	シワ・オアシスのナツメヤシ栽培システム (2016)
	ハニ族の棚田(2010)	ケニア	マサイの牧畜 (2011)
	万年の伝統稲作(2010)		マサイの牧畜 (2011)
	トン族の稲作・養魚・養鴨システム(2011)	タンザニア (2地域)	アグロフォレストリースystem (2011)
	アオハンの乾燥地農業(2012)	チュニジア	ガフサのオアシスシステム (2011)
	ブーアルの伝統的茶農業(2012)	モロッコ (2地域)	アトラス山脈のオアシスシステム (2011)
	会稽山の古代中国トレヤ(2013)		アイトスラブ・アイトマンスール地域のアルガン農業林間放牧システム (2018)
	宣化のぶどう栽培の都市農業遺産(2013)	メキシコ	ソチミルコ、トラウアク及びミルパアルタの世界遺産地域におけるチナンパ農業 (2017)
	興化の嵩上げ畑農業システム(2014)	チリ	チロエ農業 (2011)
	佳県の伝統的ナツメ農園(2014)	ペルー	アンデス農業 (2011)
		ブラジル	ミナスジェライス州エスピニャソ山脈南部の伝統的な農業システム (2020)

平成23年度
認定新潟県 佐渡市
(平成23年6月認定)石川県 能登地域
(平成23年6月認定)平成25年度
認定静岡県 掛川周辺地域
(平成25年5月認定)熊本県 阿蘇地域
(平成25年5月認定)平成27年度
認定岐阜県 長良川上中流域
(平成27年12月認定)和歌山県 みなべ・田辺地域
(平成27年12月認定)大分県 国東半島宇佐地域
(平成25年5月認定)宮崎県 高千穂郷・椎葉山地域
(平成27年12月認定)平成29年度
認定宮城県 大崎地域
(平成29年11月認定)静岡県 わさび栽培地域
(平成30年3月認定)徳島県 にし阿波地域
(平成30年3月認定)平成23年
6月認定

新潟県佐渡市

トキと共生する佐渡の里山

生きものを育む農法を島内の水田で実施し、トキをシンボルとした豊かな生態系を維持する里山と、集落コミュニティを高める多様な農村文化を継承。

佐渡の里山に帰ってきたトキ

佐渡市では、トキとの共生を目指して、多様な生きものが生息できる環境を整えるために、トキの主な餌となるドジョウなどが生息する水田において「生きものを育む農法」に島全体で取り組んでいます。水田の水を抜く中干期にも「江」と呼ばれる深みを設置し、生きものの逃げ場となる水辺をつくるなど、1年を通して生きものが生育できる環境をつくって

います。

このように、生産の効率化だけでなく、環境に配慮し育てられた米は、「朱鷺と暮らす郷」の名称でブランド化され、販売利益の一部をトキの保全活動に充てることで、食と命を育む生きものと共生した持続的な農業が展開されています。



国の重要無形民俗文化財に指定されている「車田植え」

平成23年
6月認定

石川県能登地域

能登の里山里海

急傾斜地に広がる棚田や潮風から家屋を守る間垣など独特の景観を有する。江戸時代から続く揚げ浜式製塩法や海女漁などを継承。

日本の棚田100選「白米千枚田」（輪島市白米町）

能登地域には、日本海に面した急傾斜地に広がる「白米千枚田」をはじめとした棚田や、海の強い潮風から家屋を守る間垣と呼ばれる竹の垣根など、日本の農山漁村の原風景ともいわれる独特の景観が見られます。また、伝統的な技術として、「揚げ浜式」と呼ばれる日本で唯一能登にのみ残る製塩法や、女性が素潜り

でサザエやアワビを採る「海女漁」、里山の保全・管理と密接に結びついた「炭焼き」などが受け継がれています。

このほか、豊作豊漁を願い、巨大な灯籠を担いで練り歩く「キリコ祭り」や、農耕神事「あえのこと」など、農林水産業にまつわる祭礼が能登の各地で行われています。



ユネスコ無形文化遺産に登録されている「あえのこと」

平成25年
5月認定

静岡県掛川周辺地域

静岡の茶草場農法

茶畑の周りの草地（茶草場）から草を刈り取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継承。草刈りにより維持されてきた草地には、希少な生物が多数生息。

粟ヶ岳の茶文字と茶畑（掛川市）

静岡県の掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町では、県の特産品であるお茶の栽培を「茶草場（ちゃぐさば）農法」と呼ばれる独自の伝統農法で栽培しています。茶畑の周りに点在する草地（茶草場）からススキなどの草を刈り取って、秋から冬にかけて茶畑に敷く農法で、茶草を敷くことで樹勢が良くなり、美味しいお茶になると言われています。

茶草は茶畑の土壌を豊かにし、土壌流出を防ぐ等の効果から地域の茶栽培に欠かせないものであるとともに、豊穰祈願のお供えとして地域の伝統文化の中にも利用されています。また、茶草を刈り取ることで維持されてきた草地には希少な生物が数多く生息しています。美味しいお茶を作るための農家の取組が同時に豊かな動植物を育てています。



茶草場に生息するカゲガワフキバッタは翅が退化し飛ぶことができない地域固有のバッタ

平成25年
5月認定

熊本県阿蘇地域

阿蘇の草原の維持と持続的農業

「野焼き」「放牧」「採草」により草原を人が管理することで日本最大級の草原を維持。草を活用し長年農業が行われて景観が保持され、数多くの希少な動植物が生息。

あか牛の放牧

草原は自然のままでは時間とともに森林へ移り変わりますが、阿蘇地域では草原を人が管理し続けることで日本最大級の草原を維持しています。人々は四季を通じて、草を焼く「野焼き」、牛や馬を放つ「放牧」、草を刈る「採草」を中心に草原の管理を行います。阿蘇の野焼きは表面だけを焼くため、土中の植物の種

や昆虫に影響がなく、希少な動植物が数多く残っています。

また、元来農業には不向きである酸性で養分の乏しい火山性土壌の土地を長年かけて改良し、涼しい気候風土を活かした米や多様な野菜の生産が行われています。



草原の維持に必要な野焼き

平成25年
5月認定

大分県国東半島宇佐地域

クヌギ林とため池がつなぐ 国東半島・宇佐の農林水産循環

降水の少ない半島で、椎茸栽培に用いる原木用のクヌギ林により水源かん養し、ため池を連結させることで水を有効利用。

切り株から萌芽するクヌギとため池（国東市武蔵町）

降水量が少なく、水の確保が困難だった国東（くにさき）半島宇佐地域では、安定的に農業用水を得るために小規模なため池を連携させ、効率的な土地・水利用を行ってきました。周辺にはため池の水をかん養するクヌギ林が随所に存在し、その景観を独特なものにしており、ため池群から供給される用水は水稻や七島イ

といった水田農業を支えています。

また、この地域では、クヌギを利用した原木しいたけの栽培が盛んに行われています。クヌギは切り株から15年程で再生することから、この原木しいたけ栽培により森林の新陳代謝が促され、里山の良好な環境と景観の保全につながっています。



約50年ぶりに復活した、晴れた夏の日に砂浜に並べて自然乾燥させる七島イの「浜干し」

平成27年
12月認定

岐阜県長良川上中流域

清流長良川の鮎 ー里川における人と鮎のつながりー

長良川は、水源かん養林の育成や河川清掃などの人の管理により清流が保たれる「里川」であり、友釣り、鵜飼漁、瀬張り網漁等、鮎の伝統漁法が継承されている。

1300年前から行われている伝統的な漁法「鵜飼」

岐阜県を流れる長良川は、漁業者や市民団体による水源かん養林の育成や河川の清掃など、人が適切に管理することで、資源を保全するとともに良好な環境を生み出し、清流に育まれた漁業、農業、林業などの産業が発達している「里川」です。なかでも、鮎を中心とした内水面漁業が盛んで、鵜飼漁をはじめとした伝統

的な漁法が数多く受け継がれ、鮎を使った郷土料理も食文化として根付いています。

また、清流が保たれることにより、美濃和紙や郡上本染などの水と密接なつながりのある伝統工芸が引き継がれ、長良川の持続的なシステムを育んでいます。



無形文化遺産 本美濃紙：長良川水系のきれいな水に育まれ、厳しい要件を満たした手すきの美濃和紙

平成27年
12月認定

和歌山県みなべ・田辺地域

みなべ・田辺の梅システム

養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源かん養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培。



石神梅林（田辺市）

みなべ・田辺地域は、その土地を養分の乏しい礫質の斜面が占めており、斜面にウバメガシなどの薪炭林を残しつつ梅林を開墾して、高品質な梅を生産しています。薪炭林は水源かん養や崩落防止等の機能を保持するとともに、ウバメガシからは堅くて良質な「紀州備長炭」が生産されています。

梅が果実を実らせるために、薪炭林に

生息するニホンミツバチなどが花粉を運ぶ役割を果たしてくれています。ミツバチにとっても、梅はまだ花の少ない2月頃から蜜を提供してくれる貴重な存在であり、両者の間で見事な共生関係が築かれています。地域に住む就業者の7割は梅の産業に関わっており、梅は地域の基幹産業として人々の暮らしを支えています。



自家受粉できない梅とミツバチの共生関係が成立

平成27年
12月認定

宮崎県高千穂郷・椎葉山地域

高千穂郷・椎葉山の 山間地農林業複合システム

険しく平地が少ない山間地において、針葉樹による木材生産と広葉樹を活用したいけ栽培、和牛や茶の生産、焼畑等を組み合わせた複合経営。

仙人の棚田（椎葉村松尾地区）

森林に囲まれ平地が極めて少ない環境下で、人々は針葉樹による木材生産、広葉樹を活用したいけ生産、高品質の和牛生産、茶の生産、棚田での稲作や焼畑等を組み合わせて生計を立ててきました。標高の高い傾斜地で農業用水を確保するために建設された山腹水路は総延長500kmにも及び、用水供給のほか、斜面を流れ落ちる雨水を受け排水することで、

周囲の集落を災害から守る役割を果たしています。

また、地域に伝わる伝統文化「神楽」は、五穀豊穡などを願う神事の舞踏です。現在もほとんどの集落で神楽が奉納され、厳しい山間地で暮らす人々が生活の安定を願う祈念の場として大切に受け継がれています。



現在でも90以上の集落で神楽が奉納されており、人々の暮らしの一部として代々受け継がれている

平成29年
11月認定

宮城県大崎地域

持続可能な水田農業を支える 「大崎耕土」の伝統的水管理システム

冷害や洪水、渇水が頻発する自然条件を耐え抜くために、巧みな水管理や屋敷林「居久根」による災害に強い農業・農村を形成。

水田と水路、屋敷林「居久根」が広がる大崎耕土のランドスケープ

大崎地域は伝統的な稲作地帯ですが、東北の太平洋側に特有の冷たく湿った季節風の「やませ」による冷害や地形的要因による洪水、渇水に長年にわたり悩まされてきました。このため、水を確保するために取水堰、隧道及び潜穴（用排水トンネル）、ため池、用排水網を設けるとともに、地縁組織である「契約講（けいやくこう）」を主体とする組織により、巧みな水管理を支える仕組みが作られました。また、洪水時の遊水地によるしなやかな水管理や冷害対策のた

めの深水管理、冷たい水を直接水路から引水せずいったん温めて使う「ぬるめ水路」などの農業技術が発達するなど、災害を耐え抜く知恵が現在に受け継がれています。大崎地域には、厳しい農業条件の中で育まれた豊穡を祈る農耕儀礼などの農文化、そして水田や水路、水田の中に浮かぶ森のような屋敷林「居久根（いぐね）」に多様な動植物が存在する豊かな湿地生態系が残されており、独特のランドスケープを形成しています。



水田が支える農業生物多様性

平成30年
3月認定

静岡県わさび栽培地域

静岡水わさびの伝統栽培 —発祥の地が伝える人とわさびの歴史—

日本の固有種であるわさびを、沢を開墾して階段状に作ったわさび田で、肥料を極力使わず湧水に含まれる養分で栽培する伝統的な農業を継承



わさび田周辺に生息するハコネサンショウウオ

山間地に階段状に広がるわさび田

わさびは日本列島で独自の進化を遂げた固有種であり、自生する野生のわさびが日本各地で見られます。当地域では、約400年前の江戸時代初期に世界で初めて栽培が始まり、長い歴史の中で地域に適した数多くの品種・系統と栽培技術が生み出されてきました。農作物の生産が難しい森林に囲まれた環境の中で、山の傾斜に沿って沢を階段状に開墾してわさび田を作り、肥料を極力使わず、豊富な湧水に含まれる養分を利用して高品質なわ

さびを生産する技術が発展し、特に、明治25年頃に開発された「畳石式」と称される栽培方式は、生産量を飛躍的に向上させました。

わさび田は、わさびを強い日差しから守るために植栽されたヤマハンノキと相まって、独特の景観を織り成しています。また、緩やかな水の流れは、ハコネサンショウウオなどの希少な生物に生息環境を提供しています。

平成30年
3月認定

徳島県にし阿波地域

にし阿波の傾斜地農耕システム

急傾斜地にカヤをすき込んで土壌流出を防ぎ、独自の農機具を用いて段々畑を作らずに斜面のまま耕作する独特な農法で、在来品種の雑穀など多様な品目を栽培

ツチアゲの様子（つるぎ町貞光）

四国中央部の「にし阿波」と呼ばれる徳島県西部の山間部では、場所によっては斜度40度にもなる急傾斜地で、段々畑のような水平面を形成せずに傾斜地のまま農耕し、風雨などで起こる土の流出を草地で採取した敷き草（カヤ）を畑にすき込むことで最小限に抑え、そば等の雑穀や伝統野菜に山菜、果樹など少量多品目を組み合わせる複合経営により、山

間地の環境に適応してきました。これが「にし阿波の傾斜地農耕システム」です。

400年以上にもわたり、この農耕システムが継承されてきたことにより、採草地の多様な動植物や焼畑農法の流れを汲む、日本の原風景ともいえる山村景観、保存食への加工や食文化、そして農耕にまつわる伝統行事なども人々の手で守られ継承されています。



そば米雑炊：そばを粉にせず、実のままでいただく当地域独特の郷土料理



チロエ農業 チリ

ジャガイモの原産地として知られるチロエ島では、200品種ものジャガイモの在来種が栽培されており、その先祖伝来の慣行は、主に女性によって何世代にもわたり継承されてきました。また、温帯雨林は希少な動植物の住処であり、生物資源の宝庫となっています。



カシャーンのカナート灌漑システム イラン

乾燥地域のイランは、世界で最も伝統ある農業地域の一つです。カナート灌漑システムは紀元前800年頃に始まりました。地下水路が貴重な水の蒸発を防ぎ、安定的に水を供給することで、砂漠地帯における作物生産を可能にしています。農家は最も効率良く水が利用できるよう、作物を組合せて栽培しています。



青田の水田養魚 中国

当地域では、何世代にも渡り水田における魚の養殖が行われており、水田で魚の養殖を行った記録は2000年前まで遡ります。イネは魚に日陰や食料を供給し、魚は雑草やイネの害虫を食べ、イネが成長するための養分をもたらします。また、魚が水田を泳ぐことで土壌がやわらかくなり、水中に酸素供給されます。



アグロフォレストリーシステム タンザニア

当地域では、豊かな農業と森林の共存が営まれています。菜園は4つの層から成り立ち、一番上に日陰をもたらす樹木、次いでバナナ、コーヒー、一番下で野菜等を栽培し、限られた土地の中で生産効率を最大限に高めた農業を行っています。

Q1 農林水産業システムとは何ですか？

「農林水産業システム」とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業並びにそれに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった伝統的な農林水産業を営む地域であり、世界的に重要で、歴史的な背景と現代においても活用できる重要性を有しているものです。

Q2 認定されるとどのようなメリットがあるのですか？

地域固有の農林水産業の価値が認められることで、地域の自信と誇りを醸成するとともに、農林水産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化が期待されます。また、認定地域間の交流など、地域の枠を超えた取組も望めます。

Q3 認定されるとどのような活動が必要ですか？

認定を受けた地域は、自らが定めた保全計画に基づいた動的保全の取組を行う必要があります。農業遺産における動的保全とは、社会や環境に適応しながら農林水産業システムを継承しつつ、農林水産業システムの活用により地域の活性化を図る取組を推進していくことを意味します。

日本農業遺産とは

日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、日本農業遺産の認定基準に基づき、農林水産大臣が認定を行う制度です。15地域が日本農業遺産に認定されています（令和2年4月現在）。



宮城県大崎地域



埼玉県武蔵野地域



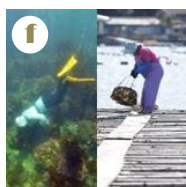
山梨県峡東地域



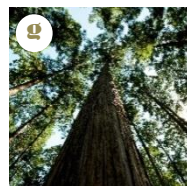
静岡県わさび栽培地域



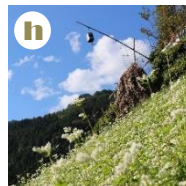
新潟県中越地域



三重県鳥羽・志摩地域



三重県尾鷲市・紀北町



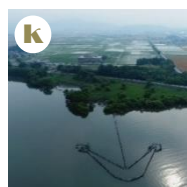
徳島県にし阿波地域



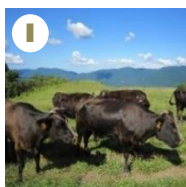
山形県最上川流域



福井県三方五湖地域



滋賀県琵琶湖地域



兵庫県兵庫美方地域



和歌山県海南市下津地域



島根県奥出雲地域



愛媛県南予地域

日本農業遺産の認定基準

申請地域は、我が国における重要性、申請地域の特徴（世界農業遺産の5つの認定基準に、日本が独自に定めた3つの基準を加えた8つの認定基準）及び保全計画に基づき評価されます。

【申請地域の特徴を評価する8つの認定基準】

（1.～5. は世界農業遺産の認定基準、6.～8. は日本農業遺産独自の認定基準）

1. 食料及び生計の保障

2. 農業生物多様性

3. 地域の伝統的な知識システム

4. 文化、価値観及び社会組織

5. ランドスケープ及びシースケープの特徴

6. 変化に対する強靱性

農林水産業システムを保全し確実に継承していくため、災害等に対する高いレジリエンス（強靱性）を保持していること。

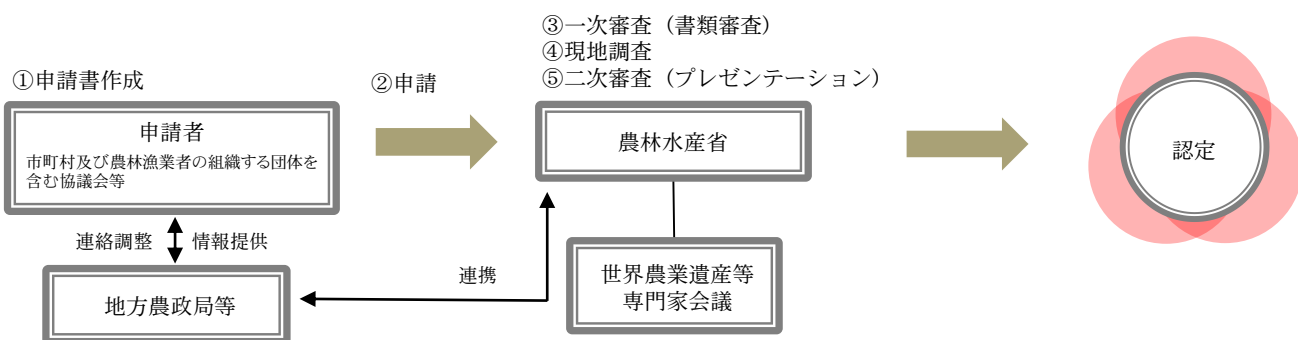
7. 多様な主体の参画

地域住民のみならず多様な主体の参画による新たな仕組みにより農林水産業システムを継承していること。

8. 6次産業化の推進

地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること。

申請から認定まで





Globally
Important
Agricultural
Heritage
Systems

令和 2 年 4 月

世界農業遺産に関する情報は、農林水産省ホームページにも掲載されています。



http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html

発行元 / お問い合わせ先

このパンフレットにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたら下記までお寄せください。

農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

TEL : 03-3502-8111